

国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考								
<p>国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経 規程第49号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(会計機関の職位及び代行機関)</p> <p>第4条 会計規則第4条第3項に規定する会計機関の職位は、別表第1のとおり定める。</p> <p>2 会計規則第4条第5項に規定する会計機関の分任機関及び出納員は、別表第2のとおり定める。</p> <p>3 会計規則第4条第6項に規定する代行機関及び代行機関が処理する事務の範囲は、別表第3のとおり定める。</p> <p>4 会計規則第4条第6項に規定する会計機関及び代行機関の補助者とその処理する事務の範囲は、別表第4のとおり定める。</p> <p>第5条～第11条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表第1～別表第2(1) 省略</p> <p>(2)分任出納役</p>	<p>第1条～第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(会計機関の職位及び代行機関)</p> <p>第4条 会計規則第4条第3項に規定する会計機関の職位は、別表第1のとおり定める。</p> <p>2 会計規則第4条第5項に規定する会計機関の分任機関及び出納員は、別表第2のとおり定める。</p> <p>3 会計規則第4条第6項に規定する代行機関及び代行機関が処理する事務の範囲は、別表第3のとおり定める。</p> <p>4 会計規則第4条第6項に規定する会計機関及び代行機関の補助者とその処理する事務の範囲は、別表第4のとおり定める。</p> <p>第5条～第11条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p>別表第1～別表第2(1) 省略(現行どおり)</p> <p>(2)分任出納役</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 1209 376 1281">分任出納役として指定する役職</th> <th data-bbox="376 1209 996 1281">事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 1281 376 1431">府中地区会計チームリーダー</td> <td data-bbox="376 1281 996 1431">共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科及び農学部(農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を含む)における収入金の収納事務</td> </tr> </tbody> </table>	分任出納役として指定する役職	事務の範囲	府中地区会計チームリーダー	共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科及び農学部(農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を含む)における収入金の収納事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1050 1209 1261 1281">分任出納役として指定する役職</th> <th data-bbox="1261 1209 1883 1281">事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1050 1281 1261 1431">府中地区会計チームリーダー</td> <td data-bbox="1261 1281 1883 1431">農学研究院、農学府、連合農学研究科及び農学部(農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を含む)における収入金の収納事務</td> </tr> </tbody> </table>	分任出納役として指定する役職	事務の範囲	府中地区会計チームリーダー	農学研究院、農学府、連合農学研究科及び農学部(農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を含む)における収入金の収納事務	
分任出納役として指定する役職	事務の範囲									
府中地区会計チームリーダー	共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科及び農学部(農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を含む)における収入金の収納事務									
分任出納役として指定する役職	事務の範囲									
府中地区会計チームリーダー	農学研究院、農学府、連合農学研究科及び農学部(農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を含む)における収入金の収納事務									

小金井地区会計チームリーダー	共生科学技術研究院、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、機器分析センター、総合情報メディアセンター及び小金井図書館(文献複写料に限る。)における収入金の収納事務
留学交流推進チームリーダー	本学の留学生に係る補助金及び奨学金のうち、預り金として処理すべき現金又は預金の収納及び支払に関する事務並びに留学生センターにおける収入金の収納事務

別表第2(3) 省略

(4) 分任出納役所属出納員

分任出納役	出納員として指定する役職	事務の範囲
府中地区会計チームリーダー	家畜病院係長	農学部附属家畜病院における収入金の収納事務
	会計係長(府中地区)	
	省略	省略
小金井地区会計チームリーダー	繊維博物館総務係長	工学部附属繊維博物館における収入金の収納事務
	会計係長(小金井地区)	
省略	省略	省略

各部署の下段にある者は、上段にある者が第5条各号の一に該当したときにそれぞれの事務を行う。

別表第3(第4条関係) 代行機関の職位及び処理する事務の範囲

会計機関名	事務を担当する職位	代行機関の職位	代行機関が処理する事務の範囲
省略	省略	省略	省略

小金井地区会計チームリーダー	工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、小金井図書館(文献複写料に限る。)、産官学連携・知的財産センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)及び科学博物館における収入金の収納事務
留学交流推進チームリーダー	本学の留学生に係る補助金及び奨学金のうち、預り金として処理すべき現金又は預金の収納及び支払に関する事務並びに国際センターにおける収入金の収納事務

別表第2(3) 省略(現行どおり)

(4) 分任出納役所属出納員

分任出納役	出納員として指定する役職	事務の範囲
府中地区会計チームリーダー	動物医療センター係長	農学部附属動物医療センターにおける収入金の収納事務
	会計係長(府中地区)	
	省略(現行どおり)	省略(現行どおり)
小金井地区会計チームリーダー	科学博物館総務係長	科学博物館における収入金の収納事務
	会計係長(小金井地区)	
省略(現行どおり)	省略(現行どおり)	省略(現行どおり)

各部署の下段にある者は、上段にある者が第5条各号の一に該当したときにそれぞれの事務を行う。

別表第3(第4条関係) 代行機関の職位及び処理する事務の範囲

会計機関名	事務を担当する職位	代行機関の職位	代行機関が処理する事務の範囲
省略(現行どおり)	省略(現行どおり)	省略(現行どおり)	省略(現行どおり)

契約担当 役	総括本部 長	省略	省略
		キャンパス整備チームリーダー兼環境安全・衛生管理チームリーダー	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、キャンパス整備チーム及び環境安全・衛生管理チームの所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるものを除く。
		省略	省略
省略	省略	省略	省略

別表第4の1（第4条関係） 契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲

会計機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
省略	省略
財務企画チーム総務係長	入札執行の立ち会い
省略	省略
キャンパス整備チーム施設企画主任	省略
省略	省略
府中地区会計チーム契約一係長	府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務のうち、 <u>本部</u> 、 <u>大学教育センター</u> 、 <u>保健管理センター</u> 、 <u>女性キャリア支援・開発センター</u> 及び <u>若手研究支援室</u> に係るもの（ <u>学術情報チーム</u> から依頼を受けた契約を含む。）。 (1)～(9)省略

契約担当 役	総括本部 長	省略(現行どおり)	省略(現行どおり)
		キャンパス整備チームリーダー	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、キャンパス整備チーム及び環境安全管理センターの所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるものを除く。
		省略(現行どおり)	省略(現行どおり)
省略(現行どおり)	省略(現行どおり)	省略(現行どおり)	省略(現行どおり)

別表第4の1（第4条関係） 契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲

会計機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
省略(現行どおり)	省略(現行どおり)
削除	削除
省略(現行どおり)	省略(現行どおり)
キャンパス整備チーム施設企画係長	省略(現行どおり)
省略(現行どおり)	省略(現行どおり)
府中地区会計チーム契約一係長	府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務のうち、 <u>本部地区</u> に係るもの。 (1)～(9)省略(現行どおり)

府中地区会計チーム 契約二係長	府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務のうち、 <u>共生科学技術研究院、農学府、農学部、連合農学研究科及び遺伝子実験施設</u> に係るもの（ただし、F Sセンターにおける生産物の売り払い契約に関する事務を除く。） (1)～(9)省略
省略	省略
省略	省略
小金井地区会計チーム 契約係長	小金井地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務（工事等を除く。）のうち、 <u>共生科学技術研究院、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、機器分析センター、留学生センター及び総合情報メディアセンター</u> に係るもの (1)～(9)省略
省略	省略

府中地区会計チーム 契約二係長	府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務のうち、 <u>府中地区</u> に係るもの。 （ただし、F Sセンターにおける生産物の売り払い契約に関する事務を除く。） (1)～(9)省略（現行どおり）
省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
小金井地区会計チーム 契約係長	小金井地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務（工事等を除く。） (1)～(9)省略（現行どおり）
省略（現行どおり）	省略（現行どおり）

代行機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
省略	省略
学術情報チームリーダー	<u>図書館の所掌に係る契約に関する次の事務</u> (1)業者の選定
省略	省略
キャンパス整備チーム施設企画主任	省略
省略	省略
府中地区会計チームリーダー	府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務 (1)～(2)省略
府中地区会計チーム契約一係長	府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務のうち、 <u>本部、大学教育センター、保健管理センター、女性キャリア支援・開発センター及び若手</u>

代行機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
削除	削除
省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
キャンパス整備チーム施設企画係長	省略（現行どおり）
省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
削除	削除
府中地区会計チーム契約一係長	府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務のうち、 <u>本部地区</u> に係るもの (1)～(10)省略（現行どおり）

	研究支援室に係るもの(<u>学術情報チームから依頼を受けた契約を含む。</u>)。 (1) ~ (1 0) 省略
府中地区会計チーム 契約二係長	府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務のうち、 <u>共生科学技術研究院、農学府、農学部、 連合農学研究科及び遺伝子実験施設</u> に係るもの(ただし、FSセンターにおける生産物の売り払い契約に関する事務を除く。) (1) ~ (1 0) 省略
省略	省略
<u>小金井地区会計チームリーダー</u>	<u>小金井地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務</u> (1) ~ (2) 省略
小金井地区会計チーム 契約係長	小金井地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務(工事等を除く。) <u>のうち、共生科学技術研究院、工学府、生物システム応用科学府、工学部、 産官学連携・知的財産センター、機器分析センター、 留学生センター及び総合情報メディアセンターに係るもの</u> (1) ~ (1 0) 省略
省略	省略

別表第4の2(第4条関係) 出納命令役の補助者の職位及び事務の範囲

会計機関及び代行機関の 補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
省略	省略

府中地区会計チーム 契約二係長	府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務のうち、 <u>府中地区</u> に係るもの(ただし、FSセンターにおける生産物の売り払い契約に関する事務を除く。) (1) ~ (1 0) 省略(現行どおり)
省略(現行どおり)	省略(現行どおり)
削除	削除
小金井地区会計チーム 契約係長	小金井地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務(工事等を除く。) (1) ~ (1 0) 省略(現行どおり)
省略(現行どおり)	省略(現行どおり)

本表、補助者が処理する事務の範囲の項中の本部地区、府中地区及び小金井地区については、契約担当役が別に定める。

別表第4の2(第4条関係) 出納命令役の補助者の職位及び事務の範囲

会計機関及び代行機関の 補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
省略(現行どおり)	省略(現行どおり)
国際事業推進チーム	国際学術系の所掌に係る伝票案及び関係書類

		<u>国際学術係長</u>	<u>の作成</u>
省略	省略	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
		<u>財務企画チーム</u>	<u>決算係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成</u>
省略	省略	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
キャンパス整備チーム <u>施設企画主任</u>	省略	キャンパス整備チーム <u>施設企画係長</u>	省略（現行どおり）
省略	省略	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
家畜病院係長	家畜病院の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成	府中地区総務チーム <u>動物医療センター係長</u>	動物医療センターの所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
省略	省略	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
<u>小金井地区総務チーム</u> <u>繊維博物館総務係長</u>	<u>繊維博物館の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成</u>	<u>広報・社会貢献チーム</u> <u>科学博物館総務係長</u>	<u>科学博物館の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成</u>
別表第4の3～第7号様式 省略		別表第4の3～第7号様式 省略（現行どおり）	

附 則（22 規程第31号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第4の2中、「財務企画チーム決算係長」及び「決算係に係る伝票案及び関係書類の作成」を追加する改正規定は、平成18年4月1日から、別表第4の2中、「国際事業推進チーム国際学術係長」及び「国際学術係に係る伝票案及び関係書類の作成」を追加する改正規定は、平成18年10月1日から、別表第4の1及び別表第4の2中、「キャンパス整備チーム施設企画主任」を「キャンパス整備チーム施設企画係長」に改める改正規定は、平成19年4月1日から、別表第2（2）中、「留学生センター」を「国際センター」に改める改正規定は、平成19年11月1日から、別表第2（2）中、「科学博物館」を追加する改正規定、別表第2（4）中、「繊維博物館」を「科学博物館」に、「工学部附属繊維博物館」を「科学博物館」に改める改正規定及び別表第4の2中、「小金井地区総務チーム繊維博物館総務係長」を「広報・社会貢献チーム科学博物館総務係長」に改める改正規定は、平成20年4月1日から、別表第2（4）中、「家畜病院」を「動物医療センター」に改める改正規定及び別表第4の2中、「家畜病院」を「府中地区総務チーム動物医療センター」に改める改正規定は、平成20年7月1日から、別表第3中、「キャンパス整備チームリーダー兼環境安全・衛生管理チームリーダー」を「キャンパス整備チームリーダー」に、「環境安全・衛生管理チーム」を「環境安全管理センター」に改める改正規定は、平成20年11月1日からそれぞれ適用する。